

## 立地適正化計画構成（案）

計画構成（案）は、都市再生特別措置法に基づく記載すべき事項や都市計画運用指針（国土交通省（平成27年1月））を参考に作成したものです。

## 目次（案）

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 都市の現状と将来動向
  - 3-1 本市の特性
  - 3-2 都市政策
  - 3-3 人口
  - 3-4 地形
  - 3-5 土地利用・住宅
  - 3-6 都市交通
  - 3-7 経済・財政
  - 3-8 災害
  - 3-9 将来人口に対する都市構造
  - 3-10 市民意識
- 4 都市構造上の特性と課題
  - 4-1 本市の都市構造の特性
  - 4-2 本市における都市構造上の課題
- 5 目指すべき都市像
  - 5-1 計画の対象区域
  - 5-2 目標年次・目標値
  - 5-3 基本方針
  - 5-4 都市形成の方向性
- 6 居住誘導区域
  - 6-1 居住誘導区域設定の考え方
  - 6-2 居住誘導区域の設定
- 7 都市機能誘導区域
  - 7-1 都市機能誘導区域設定の考え方
  - 7-2 都市機能誘導区域の設定
  - 7-3 誘導施設の設定
- 8 計画遂行に向けた取り組み
  - 8-1 考え方
  - 8-2 居住誘導区域で講じる施策
  - 8-3 都市機能誘導区域で講じる施策
  - 8-4 公共交通の確保策
  - 8-5 居住誘導区域外の対応
- 9 目標値
- 10 計画の評価

## 1 計画策定の趣旨

○立地適正化計画策定の背景・目的を明示する。

## 2 計画の位置づけ

○本市の上位計画や関連計画との関係を踏まえ、立地適正化計画の位置づけを明示する。

## 3 都市の現状と将来動向

○本市の現状（都市政策・人口・地形・土地利用・住宅・交通・経済・財政・災害・市民意識）や将来見通しについて把握・分析する。

## 4 都市構造上の特性と課題

○将来都市構造を設定するため、以下について整理する。

- ・都市の成り立ちや地勢などからみた本市の特性。
- ・本市の都市構造上の課題と対応。

## 5 計画の基本的な方針

### 5-1 計画区域

○計画の対象となる区域を設定する。

### 5-2 目標年次

○計画の目標年次を明示する。

### 5-3 基本方針

○中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定する。

○一定の人口密度の維持や、生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を明示する。

## 6 居住誘導区域

### 6-1 居住誘導区域設定の考え方

○本市における居住誘導区域設定の考え方を明示する。

### 6-2 居住誘導区域

○区域の妥当性を考慮しながら、居住誘導区域を設定する。

## 7 都市機能誘導区域

### 7-1 都市機能誘導区域設定の考え方

○都市施設の充足状況や交通利便性を踏まえ、区域設定の考え方を明示する。

### 7-2 都市機能誘導区域の設定

○都市機能誘導区域を設定する。

### 7-3 誘導施設の設定

○各区域において、必要な都市機能を明確にし、誘導すべき施設を設定する。

## 8 計画遂行に向けた取り組み

### 8-1 考え方

○計画遂行に向けた居住や都市機能誘導の考え方について整理する。

### 8-2 居住誘導区域で講じる施策

○居住誘導区域内に居住を誘導するために講じる施策を整理する。

### 8-3 都市機能誘導区域で講じる施策

○都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために講ずる施策を整理する。

### 8-4 公共交通の確保策

○まちづくりと連携した地域公共交通ネットワーク再編に関する施策を整理する。(地域公共交通網形成計画において策定予定)

### 8-5 居住誘導区域外の対応

○居住誘導区域外の低人口密度対策について整理する。

## 9 目標値

○計画の遂行により実現しようとする目標値を設定・明示する。

## 10 計画の評価

○概ね5年毎の計画の検証・見直しを見据え、評価手法を設定する。